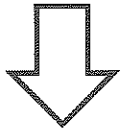


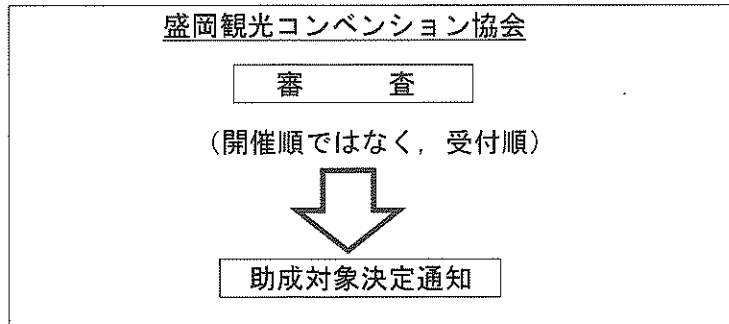
令和4年度 盛岡MICE助成金の申請から交付の流れ（予定）

① 助成対象MICE指定申請

【申請×切】 第一回：令和3年10月1日（金）～令和3年11月30日（火）

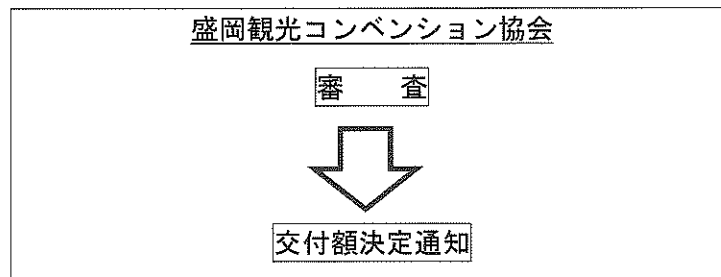
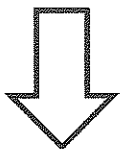


- 提出資料 助成対象MICE指定申請書（様式第1号）
MICE調書（様式第2号）、収支予算書 等



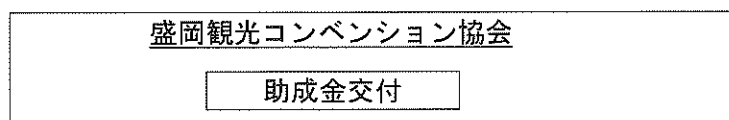
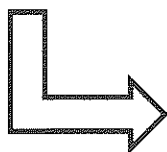
② 助成金交付申請書提出

- 提出資料 盛岡MICE助成金交付申請書（様式第4号）
【開催支援助成の場合】
参加者名簿（都道府県または国名，氏名，所属別，電話番号），
収支決算書（または決算見込），大会プログラム等
【歓迎おもてなし助成の場合】
参加者名簿（都道府県または国名，氏名，所属別，電話番号），
アトラクション出演料領収書，レセプション次第等
- 提出時期 大会終了後30日以内



③ 請求書・実績報告書提出

- 提出資料 盛岡MICE助成金請求書（様式第6号）
- 提出時期 交付決定通知後20日以内



○盛岡MICE助成金交付要綱

平成27年4月1日理事長決裁

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年7月1日一部改正

平成30年10月1日一部改正

令和2年10月1日一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、盛岡市内への国際会議等のMICE誘致を推進し、交流人口の拡大と広域観光の振興を図るため、盛岡市内の施設を主会場として開催されるMICEの主催者に対し、予算の範囲内において、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が盛岡MICE助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「MICE」とは、学会、大会、会議、シンポジウム、研修会、スポーツ大会、インセンティブ旅行等をいう。また、その定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 学会 学術研究団体が主体となって開催する特定のテーマや課題に対して意見交換や討論を行うもの
- (2) 大会 特定の関係者等が一堂に会して行う集会等
- (3) 会議 特定のテーマ等について、関係者が意見交換や相談を行い、意思決定等を行う集まり
- (4) シンポジウム 特定の課題に対して意見の発表及び討論を行うために開催する集会
- (5) 研修会 知識及び技能の普及もしくは向上のために開催する学習会
- (6) スポーツ大会 スポーツの振興、競技技術向上のために開催する競技会
- (7) インセンティブ旅行 報奨・研修等の目的で来日する海外の企業等が行う旅行

(助成金の区分等)

第3 助成金の区分は、次の各号のとおりとし、それぞれの交付対象及び金額は、別表第1のとおりとする。

- (1) 開催支援助成金 開催運営に係る会場費、講師料等の経費の一部、インセンティブ旅行の宿泊費の一部を助成するもの
 - (2) 歓迎おもてなし助成金 開催に伴うレセプション等におけるアトラクション派遣等の経費の一部を助成するもの
- 2 歓迎おもてなし助成金の対象となるアトラクションは、盛岡さんさ踊り、盛岡芸妓による演舞等の郷土芸能やわんこそば大会その他これに準ずるものとし、盛岡市内に主たる事務所を置く団体又は事業主が行うものを対象とする。

3 MICEが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としないものとする。

(1) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの

(2) 目的等が公序良俗に反するもの

(3) 国または地方公共団体等が主催するもの

(4) 共催等により国または地方公共団体から補助金（岩手県が実施する「三陸地域エクスカージョン等誘致促進事業費補助金」を除く）等を受けるものや会場使用料の減免を受けるもの

(5) 別表第2の公益目的事業に該当しないもの

(6) その他公益財団法人盛岡観光コンベンション協会理事長（以下「理事長」という）が適当でない判断するもの

（助成対象MICEの指定）

第4 助成金を受けようとする者は、理事長が定める日までに、助成対象MICE指定申請書（様式第1号）及びMICE調書（様式第2号）等を理事長に提出して助成対象の指定を受けなければならない。

2 理事長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該MICEが助成要件に該当すると認めるときは、助成対象MICEの指定を行い、申請者に通知（様式第3号）するものとする。

（助成金の決定）

第5 助成対象MICEの指定を受けた者は、助成対象MICEの完了の日から起算して30日を経過する日までに、盛岡MICE助成金交付申請書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。なお、経過する30日目が協会の休業日にあたる場合は、その翌営業日までとする。

2 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要な調査等を行い、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付額決定通知（様式第5号）をするものとする。

（助成金の交付）

第6 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付額決定通知の日から起算して20日を経過する日までに、盛岡MICE助成金請求書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。なお、経過する20日目が協会の休業日にあたる場合は、その翌営業日までとする。

2 理事長は、助成金の請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付をするものとする。

（助成金の経理）

第7 助成金の交付を受けた者は、助成対象MICEに係る経理について、他の経理と明確に区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しておかななければならない。

（調査等）

第8 理事長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に必要な報告をさせ、または協会の職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(取下げの申請)

第9 助成金の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ申請書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から開催されるMICEについて適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3第1項関係)

区分	交付対象	交付金額
開催支援 助成金	(1) 盛岡市内で開催される会期が2日以上 以上の全国規模の大会等で、参加者 総数(現地実参加人数)が200人以上 であること。	大会参加者数を次の区分で分け、該当する 額を交付する。ただし、予算の範囲内で理 事長が認める額とし、500万円を上限とす る。 200～ 299人まで 20万円, 300～ 399人まで 30万円, 400～ 499人まで 40万円, 500～ 599人まで 50万円, 600～ 699人まで 60万円, 700～ 799人まで 70万円, 800～ 899人まで 80万円, 900～ 999人まで 90万円, 1,000～1,499人まで 100万円, 1,500～1,999人まで 150万円, 2,000～2,499人まで 200万円, 2,500～2,999人まで 250万円, 3,000～3,999人まで 300万円, 4,000～4,999人まで 400万円, 5,000人以上 500万円
	(2) 盛岡市内で開催される会期が2日 以上の日本を含めた3以上の国と地域 が参加する国際規模の大会等で、参加 者総数(現地実参加人数)が100人以 上、海外に居住する人の参加割合が参 加者総数(現地実参加人数)の1割を 超えるものであること。インセンティ ブ旅行においては、盛岡市内に1泊以 上の宿泊を伴うもので、参加者総数 (現地実参加人数)が100人以上で あること。	大会参加者数を次の区分で分け、該当する 額に会期中の宿泊を要する数をかけた額を 助成する。ただし、予算の範囲内で理事 長が認める額とし、500万円を上限とする。 100～199人まで 20万円, 200～299人まで 40万円, 300～399人まで 60万円, 400～499人まで 80万円, 500～999人まで 100万円, 1,000～1,499人まで 200万円, 1,500～1,999人まで 300万円, 2,000～2,499人まで 400万円, 2,500人以上 500万円

<p>歓迎おもてなし助成金</p>	<p>(1) 盛岡市内で開催される会期が2日以上 の全国規模の大会等で、レセプション参加者総数（現地実参加者数）が100人以上であること。ただし、開催支援助成金の助成が決定したものを除く。</p> <p>(2) 盛岡市内で開催される会期が2日以上 の日本を含めた3以上の国と地域が参加する国際規模の大会等で、レセプション参加者総数（現地実参加者数）が50人以上、海外に居住する人の参加割合が参加者総数（現地実参加者数）の1割を超えるものであること。ただし、開催支援助成金の助成が決定したものを除く。</p>	<p>開催に伴うレセプション等におけるアトラクション派遣に係る出演料等の経費の総額の2分の1以内の額（1万円未満切捨て）。ただし、1件当たり10万円を上限とする。</p>
-------------------	---	---

別表第2（第3第3項第5号関係）

<p>公益目的事業とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日 法律49号)第2条第1項第4号に定める次の各号に該当する事業をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業 6 公衆衛生の向上を目的とする事業 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業 11 事故又は災害の防止を目的とする事業 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業 	<ol style="list-style-type: none"> 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの
--	---

用語解説

主会場

大会開催にあたり、現地参加者の多くを一堂に集めて開会式等を行う会場をいう。

開会式と閉会式の両方を行う場合において、いずれかを盛岡市外で開催する場合、参加者総数（現地実参加人数）の半数以上が集まり、人数が多い式を開催する会場を指す。

半数以上が集まる機会等がない場合、分科会等で参加者総数（現地実参加人数）の半数以上が盛岡市内で集まる場合は、主会場が盛岡市内で行われるものと判断する。

会期

開会から閉会までの期間。

参加者総数（現地実参加人数）

参加者として登録され、盛岡市内の会場に会期中2日以上参加する出席者。講演会等聴講のみの参加者は含まない。

スポーツ大会においては、市内に宿泊する監督・選手・役員とし、会場及び沿道の観覧者は含まない。

国際大会において、日本在住の留学生や外国人研究者などは海外に居住する人の参加割合には含まない。

全国規模の大会等

全国規模で開催される大会。おおむね20以上の都道府県から盛岡市内の会場に参加があり、現地実参加人数の半数以上が県外参加者であるもの。

国と地域

外務省ホームページ上で示す国及びその他の地域を指す。